

## ◆◆ 労働組合の資格審査 ◆◆

### 資格審査を必要とする場合

労働組合は、自主的に組織され、運営されるものです。

したがって、労働組合は自由に結成することができますが、次の場合は労働委員会の資格審査を受ける必要があります（労働組合法第5条第1項、労働委員会規則第22条）。

- ① 不当労働行為の救済を申し立てる場合（労働組合法第27条）
- ② 法人登記をするため資格証明書の交付を受けようとする場合  
(労働組合法第11条)
- ③ 労働委員会の労働者委員候補者を推薦しようとする場合  
(労働組合法第19条の12)
- ④ 労働協約の拡張適用を申し立てようとする場合  
(労働組合法第18条)
- ⑤ 無料の労働者供給事業許可申請をしようとする場合  
(労働委員会規則第22条第4号、職業安定法第45条、同法施行規則第32条第2項)

### 資格審査の基準

労働組合の資格審査は、「自主的な労働組合といえるかどうか（労働組合法第2条）」と「民主的な労働組合に必要な規約を備えているかどうか（労働組合法第5条第2項）」の2点について、次の基準に基づいて行われます。

#### 1 自主的な労働組合であること（労働組合法第2条）。

労働者が主体となって自主的に組織され、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体又はその連合団体でなければなりません。

ただし、次の事項に該当しないことが必要です。

- ① 使用者の利益代表者の参加を許していること。
- ② 使用者から労働組合運営のために経済上の援助を受けていること。
- ③ 共済事業や福利事業のみを目的としていること。
- ④ 政治活動や社会運動を主目的にしていること。

## 2 組合規約中に次の条項を含んでいること（労働組合法第5条第2項）。

- ① 組合の名称

- ② 組合の主たる事務所の所在地

- ③ 均等取扱い

単位労働組合の組合員は、その組合の全ての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。

- ④ 組合員資格

何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。

- ⑤ 役員の選挙

単位労働組合における役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること。連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合の役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。

- ⑥ 総会の開催

総会は、少なくとも毎年1回開催すること。

- ⑦ 会計報告

全ての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。

- ⑧ 同盟罷業の開始

同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

#### ⑨ 規約の改正

単位労働組合における規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合における規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

### 資格審査のための提出資料

資格審査を受けようとする労働組合は、資格審査申請書に次の資料を添付して当委員会に提出してください。資料の提出部数は、全て各1部です。

#### (添付資料)

- ① 全ての申請組合に提出していただくもの
  - ・ 審査資料 (A) (組合規約関係)  
(B) (経費援助関係)  
(C) (非組合員範囲関係)
  - ・ 組合規約 (附属規程等)
  - ・ 組合役員名簿
  - ・ 組合会計関係書類 (直近の決算報告書など)
- ② 該当する協約や規程がある場合に提出していただくもの
  - ・ 労働協約
  - ・ 職制表、事務分掌規程
- ③ 申請組合が、連合団体、単一組合又はこれらの支部（分会）である場合に提出していただくもの
  - ・ 組合組織一覧表

〔記載例〕組合資格審査申請書（P5～12参照）

※ 資格審査申請書及び審査資料 (A) (B) (C) の様式は、当委員会に用意しています。また、当委員会のホームページからダウンロードできます。

※ 兵庫県電子申請システムを利用して資格審査申請ができます。

## 資格審査の手続

### 1 調査

審査は、通常、事務局職員が申請組合から提出があった資料について書面調査を行います。

### 2 補正勧告

調査の結果、法定要件に適合しないと判断される事項があるときは、公益委員会議の決定によって相当期間を定めて要件の補正をするよう勧告することがあります。

### 3 決定

公益委員会議において労働組合法の規定に適合すると認められたときは、その旨の決定書の写しを申請組合に交付します。また、法人登記、労働委員会の労働者委員候補者推薦、無料労働者供給事業許可申請のときは、資格証明書も併せて申請組合に交付します。

公益委員会議において労働組合法の規定に適合しないと認められたときにも、その旨の決定書の写しを交付します。

### 4 不服の申立て

不当労働行為救済申立てに伴う資格審査の場合を除き、その決定に不服がある申請組合は、決定書の写しの交付を受けた日から 15 日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができます。また、不適格決定を受けた労働組合は、決定書の写しの交付を受けた日から 6 か月以内に、兵庫県を被告として、神戸地方裁判所に当委員会の決定の取消しの訴えを提起することができます。

## 資格審査申請書式と記載例

### 記載例 組合資格審査申請書

令和3年1月14日

兵庫県労働委員会会長 様

主たる事務所の 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目○番○号  
労働組合名 花隈工業労働組合  
代表者の役氏名 執行委員長 元町 通

### 資 格 審 査 申 請 書

不当労働行為救済申立て  
○法人登記 のため、当組合の資格審査を申請します。  
労働者委員候補者推薦  
労働者供給事業許可申請

#### 添 付 資 料

審査資料 (A)  
組合規約 (附属規程等)  
組合役員名簿 (B)  
組合会計関係書類 (C)  
事務分掌規程  
労働協約  
組合組織一覧表

## 〔記載上の注意〕 労働組合が資格立証のため提出すべき資料

- 1 資格審査の目的について、該当するものに○を付けてください。これら以外の場合は、その旨を記載してください。
- 2 組合規約のほかに、これに準ずる諸規程（選挙規則、議事規則、専従規程など）があれば、必ず提出してください。
- 3 役員名簿には、職場における現職又は最後の職及び専従非専従の別並びに出身単組名を記載してください。
- 4 申請組合が連合団体又は単一組合＊の場合は、傘下の支部（分会）名を記載した組織一覧表を提出してください。  
＊ 単一組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- 5 単一組合の支部（分会）で、独自の規約を有しないなど単なる運営のための組織にすぎないものは、単位組合としての資格がないことに注意してください。
- 6 不当労働行為救済申立てに係る組合の資格審査に当たり、審査資料（B）・（C）の「使用者」は、不当労働行為救済申立てに係る「労働者」と労働契約関係のある（あった）者をいい、この使用者と申請組合との関係において記載してください。
- 7 労働協約
  - (1) 非組合員の範囲についての協定、専従者取扱いに関する協定、組合活動と賃金に関する協定など労働組合法第2条第1号（非組合員範囲）及び第2号（経費援助）に関係ある附属協定、覚書などのある場合は、必ず提出してください。
  - (2) 労働組合法第2条第2号（経費援助関係）について労働協約及び労使協定上紛らわしい規定がある場合には、経費援助を受けていない証拠（会社からの取扱通知など）があれば、提出してください。
- 8 単位組合にあっては、会社の職制表、事務分掌規程を提出してください。
- 9 前記「添付資料」の中で提出できないものは抹消し、それ以外の資料があれば名称を記入し提出してください。

## 審査資料 (A)

労働組合名	花隈工業労働組合	
代表者の職氏名	執行委員長 元町 通	
主たる事務所の所在地	神戸市中央区下山手通5丁目○番○号	
電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	
組合結成年月日	令和元年 11月 1日	
法人登記	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成・令和 年 月 日登記	
組合種別	<input checked="" type="checkbox"/> 単位組合 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 単位組合扱い  <input type="checkbox"/> 連合団体扱い            (該当するものに○印を付けてください。)         </div>	
傘下組合数	単位組合 なし 支部 なし 分会 なし	
加盟上部団体	神戸地区化学工業労働組合連合会	
組合員数	124 人	
組合役員数	8 人	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <input checked="" type="checkbox"/> 従業員 8 人  <input type="checkbox"/> 非従業員 0 人         </div>
事務員数	0 人	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <input checked="" type="checkbox"/> 組合員 人  <input type="checkbox"/> 非組合員 人         </div>
既往資格決定	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 回数 回	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">           前回決定           <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 平成・令和 年 月 日  <input type="checkbox"/> 確約書提出の有無 有・無           </div> </div>

## 組合規約

規定事項	該当条項	※
1 名 称	第 1 条	
2 主たる事務所の 所 在 地	第 2 条	
3 平 等 権 (均等取扱い)	第 10 条	
4 組合員資格	第 5 条	
5 役員の選挙	第 30 条	
6 総会の開催	第 14 条	
7 会計報告	第 42 条	
8 同盟罷業	第 15 条	
9 規約の改正	第 16 条	
10 組合員の範囲	第 6 条	
11 組合の目的事業	第 3、4 条	
12 規約制定年月日	第 43 条	

- (注) 1 労働組合法第5条第2項各号の規定事項について、組合規約の該当条項を記入してください。  
 2 ※印欄は、記入しないでください。

## 審査資料 (B)

使用 者 名	花隈工業株式会社
代表者の職氏名	代表取締役社長 花隈 栄
主たる事務所の所在 地	神戸市中央区下山手通 5 丁目〇番〇号
電 話 番 号	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
業 种	プラスチック関係製品の製造販売
労務担当者の職氏名	総務部長 鷹取 匠
関係事業所 〔工場、支店 出張所等〕	東京支店、大阪営業所 明石工場
従業員数	196 人
労 働 協 約	締結の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 締結年月日 令和元年 12 月 1 日 有効期限 令和 2 年 11 月 30 日 ショップ制 <input checked="" type="radio"/> エニオン・ショップ <input type="radio"/> オープン・ショップ

経費援助の有無   [ 労働組合法第2条  
第2号関係 ]

1 組合専従者数	1人
2 組合専従者の給料及び 保険料の負担状況	組合負担
3 組合活動の取扱い (時間、賃金)	組合活動は原則として時間外に行う。時間内に行う場合の賃金は差し引かれる。
4 組合事務所の 賃借状況	(事務所の広さ、使用料の有無・金額を記入してください。) 40 平方メートルの事務所を借用。無料
5 備品の賃借状況	(備品の種別、個数、使用料の有無・金額を記入してください。) 事務用机 2、同椅子 2、会議用机 1、同椅子 10、 ロッカー 1 は、すべて組合所有。
6 消耗品、光熱費、電話 料等の負担状況	消耗品、光熱費、電話料は、すべて組合負担。
7 その他の	なし
8 以上各項目に関する 労働協約の該当条項	10、11 第 14~16 条 20~22

## 審査資料 (C)

非組合員の範囲 (労働組合法第2条第1号関係)

### 職制表

下の枠内に職制を図示してください。  
枠内に記入できない場合は、別に職制表を添付してください。

		係員 〔申請組合員〕	臨時見習等
社長	総務部長 (取締役)	庶務係長	10 (0) 1
		勤労係長	5 (0) 1
	総務課長	会計係長	5 (0) 1
	経理課長	資金係長	5 (0)
社長	営業部長 (取締役)	第1係長	10 (0) 1
		第2係長	5 (0)
	機械課長	第1係長	30 (30) 4
製造部長		第2係長	30 (30) 4
	組立課長	第1係長	30 (30) 4
		第2係長	30 (30) 4
1	3	5	10 (4) 160 (120) 20 計(124) 199

非組合員の範囲に関する労働協約該当条項 第 6 条

人 員 表

区 分	役 員	部 長	課 長	係 長	係 員	臨 時 見習等	計
本組合に加入して い る 者				4	120		124
本組合に加入して い な い 者	3	1	5	6	40	20	75
計	3	1	5	10	160	20	199
本組合に加入して い な い 者の う ちで他の組合に 加入している者				2	40		42